豊川市シティセールスイベント等支援制度

きらっと☆とよかわっ！ イベントサポート制度

豊川市では、イベントや視察・会議等の活性化とともに、シティセールスの強化を図るため、様々な活動によりイベント等を支援する「きらっと☆とよかわっ！イベントサポート制度（豊川市シティセールスイベント等支援制度）」を創設しました。

対象となるイベント等

豊川市内で開催する **イベント**	シティセールスを目的としたもの（規模は問いません） または ５００人以上の参加者（関係者含む）を見込めるもの
豊川市内に本社、支社、事務所等のある団体・企業が開催・参加する **視察・会議等**	市外（国外）から豊川市内へ来訪するもので、豊川市のＰＲが可能なもの または 豊川市外へ往訪し、豊川市のＰＲが可能なもの

ただし、次に該当するものは**対象となりません。**

- 個人で開催するもの（実行委員会形式は対象となります。）
- 特定の宗教若しくは政党を支持し、又は反対すると認められるもの
- 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのあるもの
- 市税等の延滞が確認されたもの（法人または代表者に限る。）
- 市外、地域外、主催関係団体以外からの参加者が少ないと想定されるイベント
  例：町内会の地域行事、団体の構成員対象イベント、企業による社員対象の福利厚生イベント等

支援する内容例

- 市の広報媒体によるＰＲ
- 公共施設へのチラシ等配布
- 後援の承認
- 印刷機利用の貸出（紙は申請者が用意）
- シティセールスグッズの提供・貸出
- 開催へのアドバイス提供

【支援内容例の留意点】
- 取り組まれる活動により、支援内容は異なります。
- 場合によっては、例にあっても支援できない場合があります。

手続き

申請 → **承認** → **協議・実施** → **開催**

申請
申請書を市に提出します
（あいち電子・届出システムでも可）
※開催企画書や概要書など事業の計画が分かる資料を添付
※申請書は裏面あるいは市ホームページにあります
※開催２ヶ月前までに申請してください。

承認
市が基準に照らし支援の可否を判断し、結果をお知らせします

協議・実施
支援内容について随時協議し、支援を実施していきます

豊川市役所企画政策課　〒442-8601 豊川市諏訪 1-1　Tel　0533-89-2126(直通)

豊川市シティセールスイベント等

支援承認申請書

（兼市税滞納情報確認同意書）

（兼後援承認申請書）

年　　月　　日

豊川市長　殿

申請者　所 在 地
名　　称
代表者名
電話番号

次の事業を実施するにあたり、下記のとおり申請します。

なお、申請にあたり、豊川市企画部企画政策課が当方の市税の滞納の有無に関する情報を豊川市総務部収納課に照会・確認することに同意します。

記

区分 （□にレ点）	イベント	□シティセールスを目的とするもの □５００人以上の参加者を見込めるもの		
	視察・会議等	□豊川市外から豊川市内へ来訪するもので、豊川市のＰＲが可能なもの □豊川市外へ往訪し、市のＰＲが可能なもの		
名称				
開催目的と内容				
開催日時				
会場				
参加予定人数		人	入場料 （□にレ点）	□有（　　円） □無
希望する支援内容 （□にレ点）		□市広報媒体よるＰＲ　□公共施設チラシ等配布 □後援の承認（他の後援等承認（予定）団体等　　） □印刷機の貸し出し □シティセールスグッズの提供・貸出 □開催アドバイスの提供 □その他（具体的にご記入ください。） （　　）		

※開催企画書や概要書など事業の計画が分かる資料を添付してください。